

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令」に対する意見公募の結果について

令和 8 年 6 月 2 2 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

令和 8 年 3 月 11 日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令」に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和 8 年 3 月 11 日（水）～令和 8 年 4 月 10 日（金）
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

6 件

※意見提出者の数を示しています。別紙では、同一の方からの意見を分けて記載しているため、上記意見数と別紙の意見数は一致しません。

※その他本改正案と関係のない御意見 1 件がございました。

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2428）
- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線 3701）
- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253